

## 5 計画の基本目標

本町は、高齢者の尊厳を保持した自立支援や重度化防止の取組を推進し、安心して暮らし続けることができるよう、本計画の目指す姿の実現に向けて、高齢者の暮らしに応じた8つの目標を掲げ、地域の関係機関との連携により推進していきます。

- 基本目標1** 新富町地域包括ケアシステムの深化  
～地域共生社会の実現に向けて～
- 基本目標2** 介護予防・健康づくり施策の充実と推進
- 基本目標3** 高齢者の生きがいがづくり・社会参加と助け合いの促進
- 基本目標4** 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって暮らせる体制の整備
- 基本目標5** 在宅でも安心して暮らせるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実
- 基本目標6** 高齢者の住まいの確保と住み慣れた地域で生活するための環境整備
- 基本目標7** 多様な介護人材の確保・定着や介護サービスの質の確保・向上
- 基本目標8** PDCA サイクルに沿った着実な計画推進

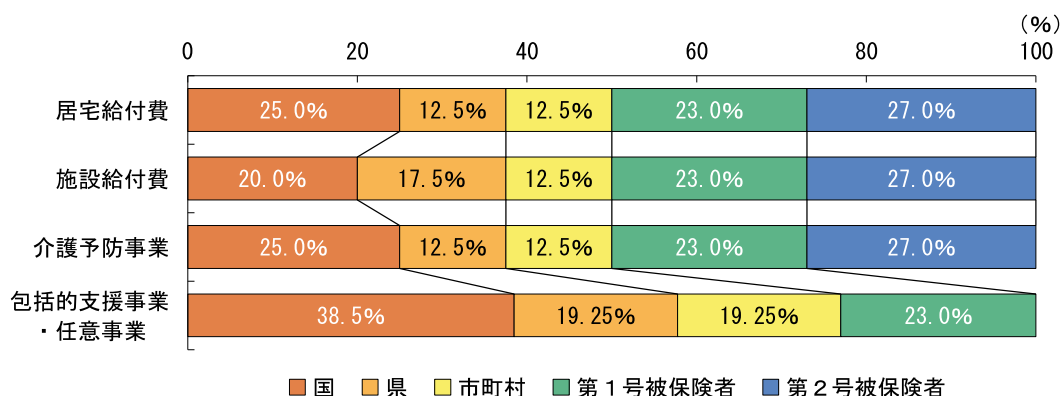
## 6 介護事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間（令和6（2024）～8（2026）年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込み等を基に算定します。

要介護（支援）認定者に対する保険給付サービス費に加え、それ以外の高齢者全般に対する施策を含む地域支援事業費についても介護保険サービスと同様に第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料を活用することとされています。

介護保険給付の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。

第9期における第1号被保険者の負担割合は、第8期に引き続き23%となります。



## 7 介護保険サービス事業の費用の見込み

### (1) 介護保険料の算出

#### 1. 所得段階に応じた負担

本町では、第1号被保険者間での所得再配分機能を強化することにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図るという国の方針及び基準に従い、保険料率を13段階に細分化した上で負担の公平化を図り、被保険者の負担能力に応じた保険料を以下のとおり設定いたします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	構成比
第1段階	887人	887人	887人	16.4%
第2段階	691人	691人	691人	12.8%
第3段階	518人	518人	518人	9.6%
第4段階	472人	472人	472人	8.7%
第5段階	784人	784人	784人	14.5%
第6段階	909人	909人	909人	16.8%
第7段階	681人	681人	681人	12.6%
第8段階	285人	285人	285人	5.3%
第9段階	68人	68人	68人	1.3%
第10段階	41人	41人	41人	0.8%
第11段階	19人	19人	19人	0.4%
第12段階	21人	21人	21人	0.4%
第13段階	34人	34人	34人	0.6%
合計	5,410人	5,410人	5,410人	100.0%



各段階における保険料負担割合の概要は以下のとおりとなります。

	該当条件	基準額に対する割合
第1段階	生活保護世帯者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	0.285
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	0.485
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入120万円超	0.685
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下	0.90
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超	1.00 基準
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.20
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.30
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.50
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	1.70
第10段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	1.90
第11段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	2.10
第12段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	2.30
第13段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	2.40

## (2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

## 1. 第1号被保険者の介護保険料基準額

単位：円

標準給付費見込額	4,409,342,614
+	
地域支援事業費	288,947,937
=	
介護保険事業費見込額	4,698,290,551
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額	1,080,606,827
+	
調整交付金相当額	226,919,200
-	
調整交付金見込額	252,501,000
+	
財政安定化基金償還金	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
準備基金取崩額	57,400,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額	997,625,027
÷	
予定保険料収納率	98.5%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	15,630
=	
年額保険料	64,799
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	5,400
（参考）前期の月額保険料（基準額）	5,400

## 2. 保険料額の設定

本計画期間においては、第1号被保険者の保険料負担を軽減するため、介護給付費準備基金を5,740万円取り崩し、第8期計画と同額の保険料基準額（月額）5,400円とします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	負担割合
第1段階	1,539円	1,539円	1,539円	0.455 ⇒ 0.285
第2段階	2,619円	2,619円	2,619円	0.685 ⇒ 0.485
第3段階	3,699円	3,699円	3,699円	0.69 ⇒ 0.685
第4段階	4,860円	4,860円	4,860円	0.90
第5段階	5,400円	5,400円	5,400円	1.00
第6段階	6,480円	6,480円	6,480円	1.20
第7段階	7,020円	7,020円	7,020円	1.30
第8段階	8,100円	8,100円	8,100円	1.50
第9段階	9,180円	9,180円	9,180円	1.70
第10段階	10,260円	10,260円	10,260円	1.90
第11段階	11,340円	11,340円	11,340円	2.10
第12段階	12,420円	12,420円	12,420円	2.30
第13段階	12,960円	12,960円	12,960円	2.40

なお、第1段階から第3段階を対象に、公費による軽減措置が実施されています。



### 新富町第10期高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行：新富町

編集：新富町 福祉課 健康長寿推進室

住所：〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町上富田 7491

電話：0983-33-6056